

主な用語の定義

「労働協約」

この調査では、名称の如何を問わず労働組合と使用者又はその団体との間に結ばれる労働条件その他に関する取決めをいい、書面により両当事者が署名又は記名押印して作成したものをいう。

ただし、労働基準法等に基づく次のような労使協定だけの場合は、労働協約を「締結している」には含まない。労働基準法第18条第2項(労働者の委託に基づく貯蓄金管理協定)、同第24条第1項(賃金控除に関する協定、ただし、チェック・オフは除く)、同第36条(時間外及び休日労働に関する協定)等。

「上部組織」

当該労働組合が、支部、分会等の場合に本部労働組合のことをいう。

「包括協約」

労使関係上、想定し得る課題に対して、事前に労働協約の各効力を条文として定め、基本的なルールを包括的に規定している労働協約であり、例えば一般協約、基本協約、包括協約等の名称で呼ばれているものをいう。

「自動延長規定」

例えば「本協約改訂交渉中に有効期間満了になったときは、新協約締結まで本協約を有効とする」というような労働協約の規定をいう。

「自動更新規定」

例えば「本協約の有効期間は1年とする。ただし、期間満了1か月前までに当事者のいずれからも改廃の申し入れがないときは、更に同一期間有効とする」というような労働協約の規定をいう。

「就業規則」

事業場において、その労働者の労働条件の具体的細目と労働者の守るべき職場規律を定めた規則をいう。労働基準法第89条で「常時10人以上の労働者を使用する事業場においては一定事項について使用者は就業規則を作成する」ことが義務づけられている。

「ユニオン・ショップ」

従業員は原則としてすべて労働組合に加入しなければならないという規定をいう。

「唯一交渉団体」

使用者は当該労働組合を唯一の交渉団体と認め、他の団体との交渉を行わないという規定をいう。

「チェック・オフ」

使用者が組合員の賃金から組合費その他の労働組合の徴収金を天引き控除し、労働組合へ直接渡すことをいう。

「争議行為中の遵守事項（スキップ禁止等）」

争議行為中に使用者が臨時労働者等を雇い操業を継続することを禁止する協定（いわゆるスキップ禁止協定）等労使が合意して争議行為中における禁止行為を定めることをいう。

「変形労働時間制」

原則的な労働時間制の一定の期間内での時間配分の例外を認める制度をいい、「1か月単位の変形労働時間制」、「フレックスタイム制」、「1年単位の変形時間労働制」、「1週間単位の変形労働時間制」の4制度を含む。

「みなし労働時間制」

「事業場外労働のみなし労働時間制」、「専門業務型裁量労働制」、「企画業務型裁量労働制」のことであり、業務の遂行に通常必要とされる時間を労働したものとみなす制度をいう。

「介護休暇制度」

老親、配偶者等の介護のために一定期間の休業（雇用契約は継続しつつも労働義務を免除すること）を認める制度をいう。有給・無給を問わない。

「看護休暇制度」

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する際、子が1人の場合は1年に5日、子が2人の場合は10日を限度として、負傷又は疾病にかかった子の世話をを行うためや予防接種、健康診断を受けさせるための休暇制度をいう。有給・無給を問わない。

「業務上災害の法定外補償」

労働者の業務上災害に対する法定の額又は適用の範囲を上回る補償に関することをいう。

「住宅管理制度」

社宅、借り上げ社宅、独身寮等の施設を希望する労働者に提供できるようにこれらの施設を事業主が管理する制度をいう。

「苦情処理機関」

賃金、配置転換、日常の作業条件等について従業員個人の苦情を解決するための労使代表で構成される常設機関、例えば苦情処理委員会等をいう。

「パートタイム労働者」

一般の正規労働者より1日の所定労働時間が短いか、又は1週間の所定労働日数が少ない労働者をいう。

「有期契約労働者」

常用労働者であって、例えば3か月や1年など期間を定めた契約で雇用した労働者をいう。ただし、パートタイム労働者、派遣労働者、日々雇われている者及び当該事業所を出向先とする出向社員を除く。

「同意」

人事に関する事項（昇格、解雇、懲戒処分、配置転換、出向、海外勤務、正社員の採用計画、正社員以外の採用計画をいう。以下、同じ。）を行う前に、使用者が労働組合の承認、了解等を取りつける場合をいう。

「協議」

人事に関する事項を行う前に、使用者が労働組合と協議又は相談する場合をいう。

「意見聴取」

人事に関する事項を行う前に、使用者が労働組合の意見を聴取する場合をいう。

「事前通知」

人事に関する事項を行う前に、使用者が労働組合に対し該当者の氏名その他を事前に通知する場合をいう。

「事後通知」

人事に関する事項を行う前に、使用者が労働組合に対し該当者の氏名その他を事後に通知する場合をいう。

「教宣活動」

労働組合における教育・宣伝活動をいう。